

# 第16回 農業委員会総会議事録

令和3年10月25日開会

中標津町農業委員会

令和3年10月25日、第16回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	二瓶	裕貴
2番	横田	千秋
3番	谷川	好則
4番	長谷川	孝二
5番	田中	洋希
6番	竹村	聡
7番	武田	健治
8番	田中	世一
9番	瀧本	和男
10番	須崎	智
11番	和泉	光広
12番	後藤田	宏幸
13番	高橋	正一
14番	赤波江	信二
15番	小林	亨
16番	中村	正生
17番	笠原	康博
18番	本田	信幸

附議した案件

- |     |        |                                       |
|-----|--------|---------------------------------------|
| (イ) | 議案第91号 | 現況証明願いについて                            |
| (ロ) | 議案第92号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                  |
| (ハ) | 議案第93号 | 農地法第4条の規定による許可申請について                  |
| (ニ) | 議案第94号 | 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について      |
| (ホ) | 議案第95号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| (ヘ) | 報告第36号 | 農地法第4条許可書の交付について                      |

本日出席した職員

事務局長	坂井一文
庶務係長	葛西利光
農地係長	吉田佳弘
係	宮崎智佳

(開 会 10時30分)

- 議 長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は、18名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第16回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
14番、赤波江 信二 委員。  
15番、小林 享 委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 9月27日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。  
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。10月12日令和3年度農地パトロール・検討報告会を実施し、委員18名の出席により、一時転用許可地7箇所、一時転用予定地1箇所を巡回し、一時転用後の状況などを確認したところであります。また、農地パトロール終了後、役場302会議室におきまして、10月1日から7日まで4班編成にて実施した、利用状況調査の結果を、各班から報告いただき、今後の対応などについて協議したところであります。以上で会務報告を終わります。
- 議 長 以上で、会務報告を終わります。  
日程3、議案第91号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)横田委員。
- 横田委員 上程になりました議案第91号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。2ページをお開きください。  
(1)1、申請人の住所、氏名。  
中標津町字○○○○○番地、○○ ○○。  
2、土地の表示。字○○○○○番○、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積9,957㎡。利用状況、雑種地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は3ページのとおりです。  
当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。  
令和3年10月6日、第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 小林委員。

小林委員 上程になりました議案第91号(2)について説明いたします。4ページをお開きください。  
(2)1、申請人の住所、氏名。  
標津郡〇〇町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇条〇〇丁目〇番、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積200㎡。利用状況、宅地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は5ページのとおりです。  
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。  
当該地は農業振興地域外の農用地区域外となっており、公簿が畑ですが、現況が宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和3年10月12日、第6地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程4、議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)から(4)と(5)の2回に分けて審議を致します。  
(1)から(3)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)から(3)について説明いたします。7ページをお開きください。  
(1)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。  
貸主、中標津町字〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、無職。

成年後見人、中標津町〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇 〇〇、司法書士。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 62,699 m<sup>2</sup>内 2,400、利用目的、普通畑、他 3 筆、計 13,700 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人に賃貸借の設定をするもの。借主、賃貸借を受けて農業経営拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、賃貸借の設定。5、期間、令和 3 年 10 月 25 日から令和 6 年 10 月 24 日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計、1,832,669 m<sup>2</sup>、経営作目、馬鈴薯。7、見取図については、9 ページのとおりとなっております。この案件につきましても、澤口氏の所有農地について当事者双方の申し出により、賃貸借したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。10 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 33,072 m<sup>2</sup>、利用目的、普通畑、他 5 筆、計 178,218 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人に使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和 3 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計、1,832,669 m<sup>2</sup>、経営作目、馬鈴薯。7、見取図については、13 ページのとおりとなっております。

なお、(3)につきましても、借主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。

11 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、無職。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 108,873 m<sup>2</sup>、利用目的、普通畑、他 20 筆。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人に使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和 3 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計、1,832,669 m<sup>2</sup>、経営作目、馬鈴薯。7、見取図については、13 ページのとおりとなっております。

この 2 件につきましても、使用貸借していた農地について、期間満了に伴い、農地所有適格法人に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声



(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 39,792 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 4 筆、計 99,774 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人に使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和 3 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで。6、当事者の経営状況。構成員、8 人、農従者、8 人、経営地、計、99,774 m<sup>2</sup>、経営作目、牧草。7、見取図については、17 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、期間満了に伴い、農地所有適格法人に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第 9 2 号 (5) について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって議案第 9 2 号 (5) は原案のとおり、可決されました。

(～〇〇委員・〇〇委員着席後～)

〇〇委員・〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。

日程 5、議案第 9 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程致します。(1) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第 9 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」(1) について説明いたします。19 ページを開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇 〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 1,685 m<sup>2</sup>内 250 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。後継者住宅建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、20 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者住宅を建設するため申請があったものです。申請面積については、250 m<sup>2</sup>で、令和 3 年 10 月 6 日に第 2 地区

推進班において現地確認を行ったところ、後継者住宅の建設であり、中標津町農業振興地域整備計画における『農業を担うべき者の育成及び確保の施設』に該当することから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。なお、本件は平成28年3月8日決定「農地法第4・5条に係る30アール以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に関する申し合わせ」により、可決後に北海道農業会議への意見聴取を要しない案件であることを申し添えます。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第93号(2)について説明いたします。21ページを開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字協和〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積33,001㎡内27,042㎡、他1筆、計、34,008㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、22ページのとおりとなっております。本案件につきましては農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模拡大のため、畜舎、ラグーン等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、34,008㎡で、令和3年9月22日に第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声



議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり意見聴取致します。  
日程6、議案第94号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第94号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」(1)について説明いたします。24ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字○○○○○○番地○、(株)○○○○○、代表取締役、○○○ ○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積18,704㎡、他2筆、計、19,424㎡。3、許可期間。令和3年10月23日から永年。4、変更理由。農業用施設を追加で建設すること並びに、資材調達の遅延及び工事作業員不足に伴う工事期間の延長が必要となったため工期を変更する。5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和2年10月23日から令和3年10月22日まで。変更後、転用期間、令和2年10月23日から令和4年3月31日まで。

この案件につきましては、令和2年9月28日開催の第3回中標津町農業委員会総会議案第12号(1)で審議されたのち承認され、令和2年11月20日開催の第5回中標津町農業委員会総会報告第9号(1)で許可の報告をしたものです。本件は、農業用施設の新設、並びに資材調達の遅延及び工事作業員不足に伴い、工事期間を延長するものです。変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第94号(2)について説明いたします。25ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字○○○○○○番地○、(有)○○○○○、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、牧場、現況、畑、面積33,744㎡内14,919㎡、他1筆、計、19,666㎡。3、許可期間。令和2年10月23日から永年。4、変更理由。資材調達の遅延及び工事作業員不足に伴う工事期間の延長が必要となったため工期を変更する。5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和2年10月23日から令和3年10月22日まで。変更後、転用期間、令和2年10月23日から令和4年3月31日まで。

この案件につきましては、令和2年9月28日開催の第3回中標津町農業委員会総会議案第12号(2)で審議されたのち承認され、令和2年11月20日開催の第5回中標津町農業委員会総会報告第9号(2)で許可の報告をしたものです。本件は、資材調達の遅延及び工事作業員不足に伴い、工事期間を延長するものです。変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第94号(3)について説明いたします。26ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名。

中標津町字○○○○○○番地○○、(株)○○○○○○○○○○○○○○○○、代表取締役、○○○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積14,744㎡、他1筆、計、29,912㎡。3、許可期間。令和2年10月23日から永年。4、変更理由。農業用施設を追加で建設すること並びに、資材調達の遅延及び工事作業員不足に伴う工事期間の延長が必要となったため工期を変更する。5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和2年10月23日から令和3年10月22日まで。変更後、転用期間、令和2年10月23日から令和4年3月31日まで。

この案件につきましては、令和2年9月28日開催の第3回中標津町農業委員会総会議案第12号(4)で審議されたのち承認され、令和2年11月20日開催の第5回中標津町農業委員会総会報告第9号(4)で許可の報告をしたものです。本件は、農業用施設の新設、並びに資材調達の遅延及び工事作業員不足に伴い、工事期間を延長するものです。変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第94号(4)について説明いたします。27ページをお開

きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 30,992 m<sup>2</sup>。3、許可期間。令和2年11月18日から永年。4、変更理由。資材調達の遅延及び工事作業員不足に伴う工事期間の延長が必要となったため工期を変更する。5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和2年11月18日から令和3年11月17日まで。変更後、転用期間、令和2年11月18日から令和4年3月31日まで。

この案件につきましては、令和2年10月23日開催の第4回中標津町農業委員会総会議案第18号(1)で審議されたのち承認され、令和2年12月22日開催の第6回中標津町農業委員会総会報告第11号(1)で許可の報告をしたものです。本件は、資材調達の遅延及び工事作業員不足に伴い、工事期間を延長するものです。変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第94号(5)について説明いたします。28ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 24,990 m<sup>2</sup>、他3筆、計、39,698 m<sup>2</sup>。3、許可期間。令和2年10月23日から永年。4、変更理由。工事作業員不足に伴う工事期間の延長が必要となったため工期を変更する。5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和2年10月24日から令和3年10月23日まで。変更後、転用期間、令和2年10月24日から令和4年8月23日まで。

この案件につきましては、令和2年9月28日開催の第3回中標津町農業委員会総会議案第12号(5)で審議されたのち承認され、令和2年11月20日開催の第5回中標津町農業委員会総会報告第9号(5)で許可の報告をしたものです。本件は、工事作業員不足に伴い工事期間を延長するものです。変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程7、議案第95号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)(2)、(3)から(6)、(7)から(12)の3回に分けて審議を致します。(1)(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第95号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2)について、説明いたします。  
議案の30ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇条〇〇丁目〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表理事組合長、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積24,995㎡内20,300㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計51,500㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、賃貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年10月26日から令和8年3月26日まで。6、価格。年36,880円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、2人、経営地、計0㎡、家畜、牛154頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、31ページのとおりです。この案件につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が買入れた農地の賃貸借を設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。  
議案の32ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積20,107㎡、利用目的、牧草畑、他26筆、計622,625㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年10月26日から令和8年8月29日まで。6、価格。年749,880円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、2人、経営地、計0㎡、家畜、牛154頭。9、適用。農業経営基盤強化促進

事業。10、見取図は、34、35 ページのとおりです。この案件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。農業経営改善計画認定を受けた者であり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第95号(1)(2)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって議案第95号(1)(2)は原案のとおり、可決されました。  
ここで、会議規則第16条の規定により、6番、〇〇委員の退席をお願い致します。  
(～〇〇委員退席後～)  
(3)から(6)について、内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第95号(3)から(6)について、説明いたします。  
なお、貸主が同一なことから一括して説明いたします。  
議案の36ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積41,687㎡、利用目的、牧草畑、他3筆、計119,716㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年10月26日から令和8年8月29日まで。6、価格。年162,760円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、3人、経営地、計881,548.3㎡、家畜、牛152頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、37ページのとおりです。

議案の38ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積31,362㎡、利

用目的、牧草畑、他2筆、計131,225㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年10月26日から令和8年8月29日まで。6、価格。年83,940円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、3人、経営地、計614,651㎡、家畜、牛103頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、39ページのとおりです。

議案の40ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町○○○○○番地○、○○ ○、○○歳。

2、土地の表示。○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積15,321㎡、利用目的、牧草畑、他19筆、計178,108㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。

5、期間。令和3年10月26日から令和8年8月29日まで。6、価格。年231,200円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、7人、農従者、4人、経営地、計960,930㎡、家畜、牛188頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、44ページのとおりです。

議案の42ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積14,666㎡、利用目的、牧草畑、他5筆、計49,047㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年10月26日から令和8年8月29日まで。6、価格。年66,640円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、7人、農従者、4人、経営地、計944,697㎡、家畜、牛199頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、44ページのとおりです。

この4件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものがあります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)から(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第95号(3)から(6)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって議案第95号(3)から(6)は原案のとおり、可決されました。

(～〇〇委員着席後～)

〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。

(7)から(9)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり)二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第95号(7)から(9)について、説明いたします。なお、貸主が同一なことから一括して説明いたします。

議案の45ページをお開きください。

(7)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積39,011㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計46,816㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年10月26日から令和8年8月29日まで。6、価格。年57,100円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、2人、経営地、計519,701㎡、家畜、牛149頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、46ページのとおりです。

議案の47ページをお開きください。

(8)1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積28,380㎡、利用目的、牧草畑、他6筆、計83,870㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年10月26日から令和8年8月29日まで。6、価格。年67,480円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、8人、農従者、4人、経営地、計992,473㎡、家畜、牛223頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、49ページのとおりです。

議案の48ページをお開きください。

(9)1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積15,765㎡、利用目的、牧草畑、他4筆、計105,026㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し

規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年10月26日から令和8年8月29日まで。6、価格。年88,060円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、2人、経営地、計752,637㎡、家畜、牛107頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、49ページのとおりです。

この3件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)から(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(10)から(12)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第95号(10)から(12)について、説明いたします。

なお、貸主が同一なことから一括して説明いたします。

議案の50ページをお開きください。

(10)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町字○○○○○○番地、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積50,055㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年10月26日から令和8年8月29日まで。6、価格。年57,060円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、2人、経営地、計692,092㎡、家畜、牛227頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、51ページのとおりです。

議案の52ページをお開きください。

(11)1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字○○○○○○番地、(株)○○○○、代表取締役、○○ ○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積41,369㎡、利用目的、牧草畑、他7筆、計198,958㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年10月26日から令和8年8月29日まで。6、価格。



年 185,960 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、4 人、農従者、4 人、経営地、計 2,618,118.98 m<sup>2</sup>、家畜、牛 772 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、54 ページのとおりです。

議案の 55 ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、(株)○○○○○○、代表取締役、○○ ○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積 49,943 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 3 年 10 月 26 日から令和 8 年 8 月 29 日まで。6、価格。年 49,940 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、4 人、農従者、3 人、経営地、計 1,237,571 m<sup>2</sup>、家畜、牛 265 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、56 ページのとおりです。

この 3 件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した 5 年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10) から (12) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第 95 号 (7) から (12) について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。  
日程 8、報告第 36 号「農地法第 4 条許可書の交付について」を議題に供します。  
内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 36 号「農地法第 4 条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。  
先に開催した総会において承認されました農地法第 4 条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。

58 ページをお開きください。

許可日。令和 3 年 9 月 27 日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町○○○条○○丁目○○番地、○○ ○。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 36,496 m<sup>2</sup>内 554 m<sup>2</sup>。

3、許可期間。令和3年9月27日から永年となっております。

59ページをお開きください。

許可日。令和3年9月27日付。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 31,321 m<sup>2</sup>内 992 m<sup>2</sup>。3、許可期間。令和3年9月27日から永年となっております。

以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第16回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時17分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年10月28日

会長 \_\_\_\_\_

14番 \_\_\_\_\_

15番 \_\_\_\_\_